

内灘海水浴場 キッチンカー（移動販売車）出店に関する基本事項

1. 出店できる期間：令和7年7月19日（土）～令和7年8月17日（日）

営 業 時 間：9時00分～17時00分（海水浴場開設時間）

2. 会 場

内灘海水浴場 エリア内

※決められたエリアの中に店舗してください。（別添参照）

砂浜の上に駐車エリアを設けてあります。来場者及び、車体の安全が確保できる場所で駐車してください。砂浜のためタイヤがはまり走行できなくなることが想定されます。天候等により砂浜の状況が変わりますのでご注意ください。はまった場合の対応は自己責任にてお願いします。

※車のダッシュボードに、必ず町発行の「営業許可書」を常時提示してください。

3. 出店申込について

健全な海水浴場の運営に協力できる事業者とし、以下の事項について協力をいただける事業者のみ、出店を認めます。

- ・ゴミは全て持ち帰りをお願いします。
- ・健全で安全な海水浴場の運営への協力をお願いします。
- ・アルコール飲料取扱いは不可とします。（遊泳者の安全のため）
- ・発電機、火器などを利用する場合は「消火器の準備」が必要です。

4. 申込方法

申請書類を内灘町 地域産業振興課 観光振興室までご提出ください。

5. 出店負担金：無料

6. 申込期限：令和7年6月30日（月）

7. その他

- ・電気、電力の供給施設はありません。
- ・海水浴場開設期間中でも、気候やその他の偶発的な条件によって遊泳中止となる日もありますが、営業については継続していただいてかまいません。ただし、来場者の安全のために遊泳中止となっていることをご理解いただき、遊泳を薦める・許諾するような発言はお控えください。事前に遊泳中止となる気象条件となれば、町ホームページにて周知します。
- ・出店が認められた場合、出店予定日・時間を事前に町へ申告してください。（様式自由）
- ・炎天下での営業となることが予想されますので、熱中症等には十分ご注意下さい。

＜申込・問い合わせ先＞

〒920-0292 内灘町字大学 1-2-1

内灘町地域産業振興課観光振興室

TEL：076-286-6708

FAX：076-286-6709

Mail：kanko@town.uchinada.lg.jp